

平成29年7月11日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成28年(ハ)第6963号 貸金請求事件

口頭弁論終結日 平成29年6月6日

判 決

名古屋市熱田区神宮二丁目2番6号

原 告 株式会社アオバ
同代表者代表取締役 伴 野 政 宏
同訴訟代理人支配人 尾 迫 和 宏

滋賀県

被 告 [Redacted]
同訴訟代理人弁護士 金 銘 愛
同 瀧 康 暢
同 舟 戸 佐 輝 子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

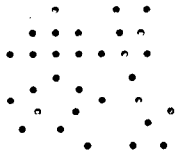
事 実 及 び 理 由

第1 請求

被告は、原告に対し、12万6348円及びうち12万4572円に対する平成12年3月11日から支払済みまで年36パーセントの割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告に対し、平成11年5月20日に貸し付けた15万円の貸金残元金12万4572円、平成12年3月10日までの利息金1776円及び貸金残元金に対する平成12年3月11日から支払済みまで年36パーセントの遅延損害金の支払を求める事案である。



1 争いのない事実等

- (1) 原告は、金融業を営む株式会社である。
- (2) 原告は、被告に対し、平成11年5月20日、次の約定にて15万円を貸し付けた（以下「本件貸付け」という。）（甲1）。
 - ア 利 息 年39.931パーセント
 - イ 返済期日 毎月10日
 - ウ 返済額 経過利息を最低金額とする。
 - エ 遅延損害金 年39.931パーセント
 - オ 約定支払日までに一度でも利息または元金の支払いを遅延し、あるいは支払を怠ったときは、期限の利益を喪失する。
- (3) 被告は、原告に対し、本件貸付けに係る貸金債権（以下「本件貸金債権」という。）について、平成12年2月10日以後、一切の支払をしていない。
- (4) 被告は、原告に対し、本件貸金債権につき、平成28年6月27日付け書面にて、5年の消滅時効が完成しているとして、これを援用するとの意思表示をした（甲6、乙8）。

2 争点

被告は時効援用権を喪失したか。

(原告の主張)

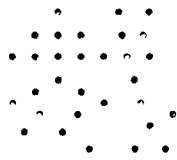
原告と被告は、平成25年7月4日、本件貸金債権の支払いについて、和解契約を交わしており、時効援用権は消滅している。

(被告の主張)

原告従業員は、突如、被告の自宅を訪問し、威圧的な態度で高額な債務残高を告げて和解契約書を作成している。

本件において被告は、平成12年2月10日以降、約13年以上も一切の弁済を行っておらず、その間原告は被告の所在すら知らされていなかった。

また、平成25年7月4日に原告従業員が被告の自宅を訪れた際も、被告は



警察に通報する等して、原告との接触を避けようとしている。このような被告の態度に鑑みれば、上記のような経緯で和解契約書を作成したからといって、原告において、被告がその後に消滅時効を援用しないと信頼したとは考えがたい。

したがって、原告に被告の時効援用に関し保護すべき信頼が生じたとはいえず、その後の被告の消滅時効の援用が信義則に反するとはいえない。

3 争点に対する判断

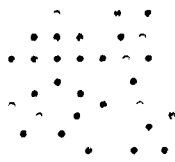
(1) 証拠（甲3，4，6）及び弁論の全趣旨によれば次の事実が認められる。

ア 被告は、平成12年2月10日の支払を最後に原告に転居先を告げずに原告から逃れていたが、原告の住民票の調査の結果、平成25年6月13日に、原告は被告の転居先を突き止め、原告従業員の●●●●●（以下「●●●●●」という。）が、平成25年7月4日14時頃、被告方へ訪問した。

イ 尾迫は、被告に対し、残額は95万円あり、今までの経緯だと一括返済になると説明した。

被告が、今は、アルバイト生活で、分割でしか支払えない、今後は間違いなく支払う、と答えたところ、●●●●●は、和解金の減額、和解後の利息の免除を申し入れ、被告は、和解契約書に署名押印した。

(2) 一般に消滅時効期間経過後、債務者が債務の承認をした場合、債務者が時効完成の事実を知らなかったとしても、これにより、以後その債務について消滅時効を援用することは許されないと解するのが相当である。時効完成後に債務者が債務を承認することは、時効による債務消滅の主張と相容れない行為であり、債権者において、債務者がもはや時効の援用をしない趣旨であると考えから、その後においては、債務者に時効の援用を認めないものと解するのが信義則に照らして相当であるし、このように解しても、永続した社会秩序の維持を目的とする時効制度の存在理由に反するものではないからである。そして、債権者が時効完成後に債務者に対して債務の弁済や承認を



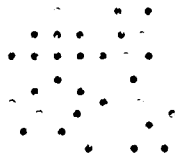
求めることは、その態様が相当である限り、債権者の権利行使として不当というわけではなく、また、時効が完成している事実を債務者に告げる義務もない。

もともと、債務の承認によって時効援用権喪失の効果が生ずるのは、信義則に照らした判断であるから、債務者の行動が債務承認に該当するかどうか、該当するとしてもこれによって時効援用権を喪失したとする債権者の認識を保護するに値するかどうかについては、事案の内容、時効完成前の債権者と債務者との交渉経過、時効完成後に債務を承認したと認め得る事情の有無、その後の債務者の弁済状況等を総合し、債権者と債務者との間において、もはや債務者が時効を援用しないであろうと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたかどうかによって判断することが相当であると解する。

これを本件についてみると、本件債権は、貸金業者である原告と一般消費者である被告との間の融資限度額を15万円とする金銭消費貸借契約に基づく貸付取引によって生じたものであるところ、上記認定した事実関係のもとでは、時効完成後の原告の行動は、被告が時効制度等について無知であることにつけ込み、95万円もの残債権があると伝えた上、一括払いでの返済をちらつかせれば、多くの債務者が分割弁済を申出て、その場をしのごうとする心理状態になることを利用し、時効により消滅する可能性のある債権について、それを防ぐため、和解契約書に署名押印させたものであると認められる。

さらに、貸金業者である原告は、被告が13年以上、原告の追求を逃れていたことからすれば、被告が、和解契約書に署名押印したからといって、時効制度について知識を得れば、時効を援用する可能性があることは認識していたものと認めるのが相当である。

そして、実際に、被告は、その後、全く弁済を行わず、弁護士に相談し、



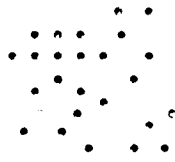
時効制度を知るに至って、消滅時効の援用を行ったものである。

以上によれば、原告と被告間に、もはや被告において時効を援用しないと債権者が信頼することが相当であると認め得る状況が生じたとはいえないし、原告がもはや被告が時効を援用しないであろうと信頼したとは解せられないから、その後、被告が時効を援用することが信義則上否定されることはなく、被告の時効の援用により本件貸金債権は消滅したことになる。

- 4 よって、原告の請求は理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

名古屋簡易裁判所

裁 判 官 田 島 憲 一



これは正本である。

平成29年7月11日

名古屋簡易裁判所

裁判所書記官 寺本昌

